

令和3年度

通常総会

議案書

令和3年6月2日(水)
コトリ会議室にて

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会 令和3年度 通常総会

日時:令和3年6月2日(水) 19時00分から20時00分

会場:コトリ会議室(福岡市博多区博多駅前2-19-17トーカン博多第5ビル910)

議事次第

- 一、開会
- 一、理事長挨拶
- 一、議長選出
- 一、議事録署名人選出
- 一、議案

第一号議案:令和2年度事業報告及び活動決算報告並びに監査報告について(資料1)

第二号議案:令和3年度事業計画(案)について(資料2)

第三号議案:令和3年度活動予算(案)について(資料3)

第四号議案:役員の再任について(資料4)

- 一、閉会

【資料】

- 1 第一号議案(令和2年度事業報告及び活動決算報告並びに監査報告)について
- 2 第二号議案(令和3年度事業計画(案))について
- 3 第三号議案(令和3年度活動予算(案))について
- 4 第四号議案(役員の再任)について
- 5 令和2年度事業報告
- 6 定款
- 7 会員一覧

令和2年度 事業報告

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

1 事業の成果

コロナ禍で様々な制約があった中、福岡県内をはじめとする水辺の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービング活動を通じ、地域住民の安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的として、ライフセービングに関わる活動を展開できた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事 業 内 容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の金 額 (千円)
ライフセービング 活動としての水辺 の監視・救助活動 事業	合同パトロール	7月12日 7月23日	新宮町 福津市	4名	一般市民多 数	0
ライフセービング 活動としての教育 及び普及事業	実施しなかった					
ライフセービング 競技に関する事業	第2回福岡ライフセービング選手権大会	9月20日	新宮町	3名	参加者 62名	94
ライフセービング 活動を行う個人ま たは団体に対する 管理及び監督、助 成事業	活動助成	通年	福岡県	2名	5 クラブ 125名	82
その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業	海水浴場調査	7-8月	福岡県内 各浜	6名	ライフセー バー125名	3

令和2年度 活動計算

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員(個人)受取会費	0		
正会員(団体)受取会費	0		
一般会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取補助金	2,000,000		2,000,000
4. 事業収益			
水辺の監視・救助活動事業	0		
教育及び普及事業	0		
ライフセービング競技事業	0		
管理及び監督、助成事業	292,500		
目的を達成するために必要な事業収益	0		292,500
5. その他収益			
受取利息	7		
雑収益	1,700		1,707
経常収益計			2,294,207
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金			
印刷製本費	20,469		
旅費交通費			
会議費			
車両費			
通信運搬費	5,380		
消耗品費	75,227		
賃借料	8,910		
保険料	6,810		
租税公課			
交流会費			
支払手数料	3,392		
支払助成金	78,000		
返金	1,000		
その他経費計	199,188		
事業費計			199,188
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	38,500		
会議費	1,518		
通信運搬費	9,352		
消耗品費	39,395		
租税公課	1,700		
支払手数料	660		
その他経費計	91,125		
管理費計			91,125
経常費用計			290,313
当期正味財産増減額			2,003,894
前期繰越正味財産額			321,449
次期繰越正味財産額			2,325,343

資料1：第一号議案(令和2年度事業報告及び活動決算報告並びに監査報告)について

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位：円)

科目	水辺の監視・救助活動事業費	教育及び普及事業費	ライフセービング競技事業費	管理及び監督、助成事業費	目的を達成するため必要な事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益					0			0
1. 受取会費					0		0	0
2. 受取寄附金					0		0	0
3. 受取助成金等				292,500	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000
4. 事業収益					292,500	0	292,500	292,500
5. その他収益					0	1,707	1,707	1,707
経常収益計	0	0	0	292,500	0	292,500	2,001,707	2,294,207
II 経常費用								
(1) 人件費					0	0	0	0
役員報酬					0	0	0	0
給料手当					0	0	0	0
法定福利費					0	0	0	0
福利厚生費					0	0	0	0
人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費								
諸謝金					0	0	0	0
業務委託費					0	38,500	38,500	38,500
印刷製本費					20,469	0	20,469	20,469
会議費					0	1,518	1,518	1,518
旅費交通費					0	0	0	0
車両費					0	0	0	0
通信運搬費		2,670			2,710	5,380	9,352	14,732
消耗品費		75,227				75,227	39,395	114,622
賃借料		8,910				8,910	0	8,910
保険料		6,810				6,810	0	6,810
交流会費						0	0	0
租税公課						0	1,700	1,700
支払手数料		660	2,732			3,392	660	4,052
支払助成金			78,000			78,000	0	78,000
返金			1,000			1,000	0	1,000
その他経費計	0	0	94,277	81,732	2,710	199,188	91,125	290,313
経常費用計	0	0	94,277	81,732	2,710	199,188	91,125	290,313
当期経常増減額	0	0	-94,277	210,768	-2,710	93,312	1,910,582	2,003,894

3. 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は2,325,343円ですが、そのうち、使途の制約されている正味財産はありません。

(単位：円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
持続化給付金	0	2,000,000	290,313	1,709,687	
合 計	0	2,000,000	290,313	1,709,687	

資料1：第一号議案(令和2年度事業報告及び活動決算報告並びに監査報告)について

令和2年度貸借対照表

令和3年3月31日現在

(特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会)

科目	金額 (単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	0	
手元現金	0	
西日本シティ銀行普通預金	2,325,343	
流動資産合計	2,325,343	
2 固定資産		
有形固定資産		
什器備品	0	
有形固定資産合計	0	
固定資産合計	0	
資産合計	0	2,325,343
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	0	
預り金	0	
流動負債合計	0	
2 固定負債		
役員借入金	0	
固定負債合計	0	
負債合計	0	
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	321,449	
当期正味財産増減額	2,003,894	
正味財産合計	2,325,343	
負債及び正味財産合計	2,325,343	

監査報告書

令和 3 年 4 月 29 日

特定非営利活動法人
福岡県ライフセービング協会
理事長 田原 幸佑 殿

監事 友納 佑介

私は、特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会定款第 15 条の規定に基づき、特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会の令和 2 年度(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)の業務監査及び会計監査を実施した。

業務監査(理事の業務執行の状況に関する監査)に当たっては、理事長その他の理事との意見交換に際し、必要と認める場合には質問を行い、意見を表明した。

会計監査(財産の状況に関する監査)に当たっては、財産の実在性を中心に、帳簿、証拠書類等の閲覧、照合、質問等を行った。

これらの監査の結果、当法人の業務は定款に基づき適正に執行され、会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計の方法によって適正に処理されているものと認められた。

ここに、私は、上記期間にかかる事業報告書が、同法人の業務執行の状況を示し、計算書類が令和 3 年 3 月 31 日における財産の状況を適正に表示していることを認める。

以上

令和3年度事業計画(案)

1 事業実施の方針

福岡県内をはじめとする水辺の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービング活動を通じ、地域住民の安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的として、ライフセービングに関わる活動を展開する。

2 特定非営利活動に係る事業

(1) ライフセービング活動としての水辺の監視・救助活動事業

① 監視・救助活動

OWS 日本代表合宿などの監視・救助活動

② 夏季海水浴場パトロール

各クラブへ海水浴事故等の迅速情報共有や事故事例の共有

③ その他

パトロール統計や事故情報の共有や合同訓練など福岡海上保安部との連携

(2) ライフセービング活動としての教育及び普及事業

① ジュニア事業

各クラブのジュニア事業を金銭的・人員的・教育的な支援

② 講習会事業

C級審判員養成講習会の主催及び各クラブ主催講習会の共催、支援

③ その他

パトロール事例検討会、シミュレーション審査会などへの協力、招致

(3) ライフセービング競技に関する事業

① 福岡ライフセービング選手権大会～全日本選手権九州・沖縄ブロック予選会～

6月開催の延期分の9月開催

② その他

競技会への練習や出場へ金銭的・技術的な支援

(4) ライフセービング活動を行う個人または団体に対する管理及び監督、助成事業

① 資格管理

資格期限者への更新案内や未登録者への案内・管理

② 講習会管理

講習会開催の案内・管理

③ 団体管理

各クラブの管理、支援、情報共有

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

① 人材派遣

都道府県協会代表者会議やJLA納会等への人材派遣

② その他

その他目的を達成するために必要な事業

令和3年度活動予算(案)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員(個人)受取会費	480,000		
正会員(団体)受取会費	300,000		
一般会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3 受取助成金等			
受取助成金	0		
4 事業収益			
水辺の監視・救助活動事業収益	0		
教育及び普及事業収益	0		
ライフセービング競技事業	90,000		
管理及び監督、助成事業	300,000		
目的を達成するために必要な事業	0		390,000
5 その他収益			
受取利息	7		
雑収入	2,000		2,007
経常収益計			1,172,007
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	20,000		
旅費交通費	150,000		
会議費	10,000		
車両費	40,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	80,000		
賃借料	15,000		
保険料	10,000		
租税公課	500		
交流会費	0		
支払助成金	780,000		
支払手数料	5,000		
返金	1,000		
その他経費計	1,121,500		
事業費計			1,121,500
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	5,000		
会議費	5,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	25,000		
租税公課	5,000		
支払手数料	1,000		
その他経費計	51,000		
管理費計	51,000		
経常費用計			1,172,500
当期経常増減額			-493
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			321,449
			320,956

令和3年度役員候補者一覧

理事

田原 幸佑 (再任)
鈴木 裕介 (再任)
谷川 晃子 (再任)
中山 省悟 (再任)
藤本 航軌 (再任)

監事

友納 佑介 (再任)

令和2年度 事業報告

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

日時	場所	内容	参加人数
2020.4.3(火)9:00～10:00	福岡海上保安部交通課	打合せ	2人
2020.4.25(土)13:00～15:00	WEB(zoom)	都道府県代表者会議	2人
2020.5.27(水)11:00～12:00	ジョイフル福岡吉塚店	WEB サイト打合せ	2人
2020.5.30(土)10:00～12:00	WEB(zoom)	都道府県協会情報交換会	2人
2020.6.9(火)10:00～11:00	福岡海上保安部交通課	打合せ（夏の情報共有）	2人
2020.6.11(木)14:00～15:00	新宮海岸	取材撮影 (TVQ)	1人
2020.6.20(土)10:00～12:00	新宮海岸	取材撮影 (TNC)	5人
2020.6.23(火)11:30～14:00	城南市民プール	取材撮影 (TNC)	3人
2020.6.24(水)12:00～13:00	新宮海岸	取材撮影 (FBS)	1人
2020.6.30(火)14:00～15:00	福岡海上保安部	福岡地区海浜事故防止推進委員会	1人
2020.7.6.(月)10:30～11:30	TVQ	打合せ	1人
2020.7.12(日)10:30～12:00	新宮海岸	合同パトロール	2人
2020.7.17(金)8:00～11:00	新宮海岸・東市民プール	取材撮影 (KBC)	1人
2020.7.23(木)10:00～12:00	福間海岸	合同パトロール・海水浴場調査	2人
2020.8.1(土)12:00～17:00	鹿家～大原	海水浴場調査	1人
2020.8.2(日)11:00～16:00	志賀島～百道浜	事故調査・海水浴場調査	3人
2020.8.4(火)10:00～12:00	城南市民プール	取材撮影(TVQ)	1人
2020.8.4(火)12:00～17:00	姉子の浜～生の松原	海水浴場調査	1人
2020.8.7(金)9:00～18:00	吉富～芦屋	海水浴場調査	2人
2020.8.8(土)12:00～14:00	北崎～地行浜	海水浴場調査	1人
2020.8.9(日)9:30～17:30	かんす～汐入	海水浴場調査	4人
2020.8.12(水)10:00～12:00	糸島警察署	打合せ	1人
2020.8.12(水)13:00～15:00	能古島	海水浴場調査	1人
2020.8.14(金)9:00～11:00	北九州	海水浴場調査	1人
2020.8.16(日)10:00～18:00	恋の浦～志賀島	海水浴場調査	2人
2020.8.20(木)19:00～20:30	ブリーグ会議室	理事会	6人
2020.8.22(土)9:30～13:00	西戸崎～志賀島	海水浴場調査	2人
2020.9.20(日)8:00～14:15	新宮海岸	第2回福岡ライフセービング選手権大会	62人
2020.9.28(月)13:00～14:00	WEB(zoom)	長崎県協会 WEBB 会議	1人
2020.10.10(土)14:00～15:00	ブリヂストンスイミング宗像	講習会打合せ	1人
2020.10.26(月)14:00～15:00	WEB(zoom)	東京五輪 OWS 委員会打合せ	1人
2020.10.31(土)12:30～21:00	WEB(zoom)	都道府県協会代表者会議	2人
2020.11.11(水)13:00～14:00	福岡海上保安部	打合せ	2人
2020.11.28(土)14:00～15:00	地行浜	東京五輪 OWS 委員会打合せ	1人
2020.12.17(木)15:00～16:00	WEB(zoom)	エフエムびざん取材	1人
2021.3.8(月)18:00～19:00	WEB(zoom)	東京五輪マラソンスイミング最終予選実行委員会	1人
2021.3.16(火)14:00～15:00	福岡海上保安部	打合せ	2人

資料 5：令和 2 年度事業報告

2021.3.19(金)17:00～18:00	コンフォートホテル	打合せ	2 人
2021.3.20(土)13:00～14:30	WEB(zoom)	九州ブロック会議	2 人
2021.3.29(月)10:00～11:00	福岡海上保安部	打合せ	3 人
延べ 40 日 合計			134 人

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会と称し、英文名を Fukuoka Lifesaving Association とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡県糟屋郡須恵町に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、加盟する日本ライフセービング協会の目的、基本及び諸規程並びにその方針に従い、海岸をはじめとする福岡県内の水辺の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービングの普及・啓発及び発展に関する事業を行い、地域住民の安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ライフセービング活動としての水辺の監視・救助活動事業
- (2) ライフセービング活動としての教育及び普及事業
- (3) ライフセービング競技に関する事業
- (4) ライフセービング活動を行う個人または団体に対する管理及び監督、助成事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同の意思を届け出た個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以内
- (2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長とし、2 人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事は、理事会において選任する。

2 監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになつてはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること

- (2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集を請求し、若しくは招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問等)

第 20 条 この法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき、総会の承認により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、役員並びに理事会の諮問に応じ法人の育成に協力、助言する。
- 4 顧問の委嘱期間は、委嘱の日から 2 年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(名誉職)

第 21 条 この法人は、名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び名誉顧問は、総会において選任する。

(事務局)

第 22 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長を置くことができる。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項

- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 監事の選任又は解任、役員の職務及び報酬に関する事項
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 53 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求もしくは招集があつたとき

(招集)

第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項各号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 29 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号、第 54 条及び第 55 条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 39 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第 7 章 専門委員会

(設置等)

第 42 条 この法人は、専門的技能に基づく活動を行うため、理事会の承認を経て専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、理事会の承認を得た委員によって構成する。

3 専門委員会は、理事会の承認を得て委員長その他担当を置くことができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 43 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 44 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 45 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 47 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 48 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雜則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の主たる事務所は福岡県糟屋郡須恵町大字植木 587 番地 1 ウェルブライ特須恵ステーション 901 号に置く。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田原 幸佑
副理事長	鈴木 裕介
理事	谷川 晃子
同	中山 省悟
同	藤本 航軌
監事	友納 佑介
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 無料
 - (2) 年会費 正会員(個人) 60,000 円、正会員(団体) 60,000 円
一般会員(個人) 15,000 円、一般会員(団体) 15,000 円
賛助会員(個人、一口) 10,000 円(一口以上)、賛助会員(団体、一口) 10,000 円(一口以上)

会員一覧

1	田原 幸佑	正会員(個人)
2	鈴木 裕介	正会員(個人)
3	谷川 晃子	正会員(個人)
4	中山 省悟	正会員(個人)
5	藤本 航軌	正会員(個人)
6	友納 祐介	正会員(個人)
7	山鹿 政則	正会員(個人)
8	小野 義明	正会員(個人)
9	特定非営利活動法人 新宮ライフセービングクラブ	正会員(団体)
10	博多サーフライフセービングクラブ	正会員(団体)
11	福岡ライフセービングクラブ	正会員(団体)
12	福間サンセットショアライフセービングクラブ	正会員(団体)
13	宗像ライフセービングクラブ	正会員(団体)
14	九州産業大学ライフセービングクラブ	一般会員(団体)
15	福岡大学ライフセービングクラブ	一般会員(団体)